

せ い か つ ほ ご

生活保護のしおり



せ い か つ ほ ご り よ う あいだ
生活保護を利用している間、このしおりは
たいせつ ほ か ん よ
大切に保管して、いつでも読めるように
してください。



ま ち だ し ち い き ふ く し ぶ せ い か つ え ん ご か
町田市 地域福祉部 生活援護課

じゅうしょ
<住所> 〒194-8520

ま ち だ し も り の ち ょ う め ば ん ご う
町田市森野2丁目2番22号

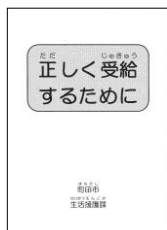
で ん わ だ い ひ ょ う
<電話> 042-722-3111 (代表)

た ん と う し ゃ 担当者		で ん わ 電話
し ん き ち ょ う さ た ん と う 新規調査担当		
ち く た ん と う 地区担当		

このマークがあったら

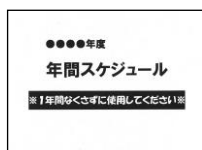


別の冊子も読んでください。
詳しい説明が書いてあります。



「正しく受給するために」

収入や資産、世帯の状況などについて、正しい届け出の方法がまとめられています。



「年間スケジュール」

生活保護受給中の手続きや保護費の支給について月ごとにまとめられています。

目

次

1	せいかつほご 生活保護とは	6
	利用できる世帯／目的／生活上の義務／生活保護費の計算の仕方／「最低生活費」とは	
2	しさん も 資産を持っていたら	9
	資産の活用／預貯金／支援の活用／ほかの制度の活用	
3	はたら 働けるときには	11
	能力の活用／就労支援員の活用／就労自立給付金	
4	しゅうにゅう 収入があったとき	12
	働いている方／高校生も／年金、手当などをもらっている方／援助、養育費、各種一時金などをもらっている方／64歳以下（15歳以上）で無収入の方／65歳以上で無収入の方	
5	たんとうしゃ し 担当者に知らせること	15
	家族に関すること／住宅に関すること／保険証に関すること／入院に関すること／将来に関すること	
6	たんとうしゃ ほうもん しどう 担当者の訪問・指導	17
	家庭訪問があります／指導・指示があります	

7	せいかつほごひ　う　と　かた　かんり 生活保護費の受け取り方と管理	18
	口座に振り込まれます／窓口のときも／保護費の管理	
8	ほごへんこうけっていつうちしょ　みかた 保護変更決定通知書の見方	20
	金額の確認／内容がわからないときは／生活保護費の種類／その他	
9	せいかつほごひ　へんかん 生活保護費の返還	24
	生活上の変化や収入の増加があったとき／資力がありながら保護を受けたとき	
10	びょういん　やっきょく　りょう 病院・薬局を利用するには	26
	指定病院のみ／お近くの病院で／ひとつの診療科で1ヶ所まで／総合病院も一枚で。歯科は注意／生活援護課と市民センターで発行／調剤券は生活援護課で発行／前月25日から／継続送付もできます／病院・薬局に持っていきます／健康保険の範囲内／緊急時には／事故の場合は利用できません／精神科や人工透析などの利用／成人健康診査を受診しましょう／通院交通費申請書の記入例	
11	かいご　つか 介護サービスを使うには	33
	65歳以上の方／40歳から64歳までの方	
12	げんがく　めんじょ 減額・免除されるもの	34
13	よくある　と　あ よくある問い合わせ	37

1

生活保護とは

利用できる世帯

次の（１）と（２）にあてはまる世帯です。

（１）年金や給与などの収入が「最低生活費」を下回る世帯

（２）資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない世帯

目的

国が定めた範囲内で生活を保障し、ふたたび自分の力で生活していけるように援助する制度です。

生活上の義務

生活の維持、向上、自立にむけて次のことを守っていただきます。

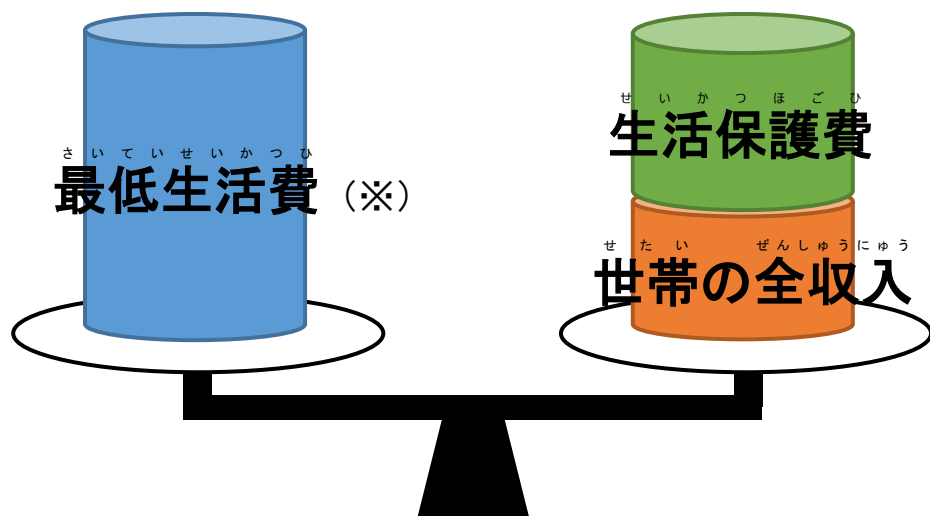
- ・ 能力に応じて勤労に励む
働けるときには、11ページ
- ・ 健康の保持増進に努める
通院が必要なときは、26ページ
- ・ 支出の節約を図る
保護費は大切に使いましょう
預貯金については、9ページ

生活保護費の計算の仕方



ただ「正しく受給するために」1～4ページ

最低生活費（※）と世帯の全収入を比べて、足りない分だけを支給します。



（※）「最低生活費」とは
厚生労働大臣が定める基準で計算された、世帯
の1ヶ月分の生活費のことです。
基準は、住んでいる場所、世帯の人数、年齢など
の生活状況によって定められています。

2

資産を持っていたら

資産の活用

- ☐ 預貯金 ☐ 生命保険 ☐ 土地 ☐ 有価証券
☐ 家屋 ☐ 自動車 ☐ 高価な貴金属
☐ _____

※チェックしたものは、売ったりして処分し、生活費にあててください。経費などを差し引いてもなお残った金額は収入認定となります。ただし、資産の一部は保有が認められる場合もあります。

預貯金

生活保護を利用している間、一定の範囲であれば預貯金が認められます。詳しくは担当者へおたずねください。

※家電の買い替え費や修繕費は支給されません。毎月計画的に貯蓄し、まかなってください。

支援の活用

- 親、子、親族などから支援が受けられる場合には、支援を受けてください。
- 親、子、親族への扶養照会は、扶養が期待できると判断される方に対して行います。
- 一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が絶えている場合には、扶養照会を行いません。
- 暴力や虐待を受けた場合には、扶養照会を行いません。

ほかの制度の活用

- 各種の年金や手当を受けられる場合には、それを優先的に活用してください。

3

働けるときには

能力の活用

働くことができる場合は、毎月、求職活動報告書の提出が必要です。

就労支援員の活用

生活援護課には、ハローワークなどでの仕事探しを支援する就労支援員がいます。お気軽にご相談ください。

就労自立給付金

安定した職に就き、給与収入が最低生活費を上回り、生活保護が廃止になる場合、就労自立給付金の支給対象になることがあります。

収入があったとき



「^{ただ}正しく^{じゆきゆう}受給するために」5～6ページ

収入・無収入申告書（稼働・非稼働）

2019 年 7 月 10 日

町田市福祉事務所長 様

申請者住所 町田市森野2-2-22

氏 名 保護 太郎

1. 私の 就労収入について、次のとおり申告します。

※太線で白部分を記入して下さい

	総収入	必 要 経 費								経費計
		所得税	交通費	社保料	介護保	雇用保	年金料	組合費	その他	
6月分	98000	1000	4500			500				
7月分										
8月分										
月総定										
										経費合計
										経費平均
月費与										

事業所記入欄（※※） 上記のとおり証明します。

会社名
所在地
電話

印

※※ 収入の証明書（給与明細書等）がある方は、この申告書に必ずこれらの証明書を添付して下さい。

証明書のない方は、事業所記入欄に証明してもらって下さい。

（福祉事務所記入欄）

就労総収入額	円
就労経費	円
基礎控除 ☐ 1人目 ☐ 2人目	円
新規就労控除 ☐ 該当 ☐ 該当	円
未成年者控除 ☐ 該当 ☐ 該当	円
賞与総定額	円
特別控除	円
月 収入総定額	円

2. 私の その他の収入 について、次のとおり申告します。

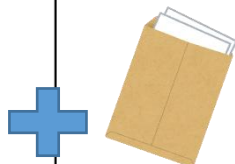
※太線で白部分を記入して下さい

区 分	種 類・内 容	金 額（控除前の月額）	介護保険料控除額（月額）
年 金	老齢基礎年金	86000	
手 当	児童手当	40000	
恩 給			
仕送り			

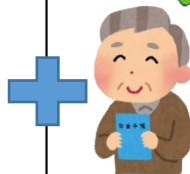
3. 無収入申告（下の欄に収入のない理由、および働いていない理由を具体的に書いて下さい。）

注意事項 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

ねん
年



きゅうよめいさいしょ
給与明細書
など



ねんきんふりこみつうち
年金振込通知
など

はたら 働いている方 かた

毎月必ず、給与明細と一緒に収入の申告をしてください。

※仕事を辞めたり、新しく始めたり、仕事先を変えた場合も申告してください。

こうこうせい 高校生も

未成年者の収入も申告が必要です。特に高校生の収入は申告を忘れやすいのでご注意ください。

※給与収入からは、基礎控除のほかに20歳未満控除を差し引くことができます（一部例外あり）。

※働きはじめるときに申請すれば、①授業料の不足分、②修学旅行費、③部活動費などに必要な金額を、収入から除くことができます。

ねんきん てあて 年金、手当などをもらっている方 かた

年金や手当の支給額が変わった場合に、変更通知のハガキと一緒に必ず申告してください。

※新たに受け取る場合も申告してください。

えんじょ よういくひ かくしゅいちじきん かた
援助、養育費、各種一時金などをもらっている方

あら う と きんがく か
新たに受け取ったり、その金額が変わったりした
ば あい かなら しんこく
場合に必ず申告してください。

さい い か さいいじょう むしゅうにゅう かた
64歳以下（15歳以上）で無収入の方

びょうき しょう はたら りゅう しゅうにゅう
病気や障がいなどの働けない理由がなく収入が
ない方は、その理由を申告書に書いて、毎月1回
しんこく
申告をしてください。

びょうき しょう りゅう はたら
病気や障がいなどを理由に働くことができない
かた びょうじょう しんこくしょ か ねん かいしんこく
方は、病状を申告書に書いて、年に1回申告をして
ください。

さいいじょう むしゅうにゅう かた
65歳以上で無収入の方

こうれい しゅうにゅう かた りゅう ねんきんじゅきゅうけん
高齢で収入のない方は、その理由（年金受給権が
ないなど）を申告書に書いて、年に1回申告をして
しんこくしょ か ねん かいしんこく
ください。

5

担当者に知らせること



「^{ただ}正しく^{じゅきゅう}受給するために」5～7ページ

次のことがあったら、すぐに担当者へ届け出てく
ださい。



家族に関すること

世帯の人数が変わったとき

(^{しゅっさん}出産、^{しほ}死亡、^{てんにゆう}転入、^{てんしゅつ}転出など)

住宅に関すること

- ・^{やちん}家賃や^{ちだい}地代が^か変わったとき
- ・^{けいやく}契約の^{こうしん}更新をするとき
- ・^{てんきょ}転居する^{ひつようせい}必要性が生じたとき



保険証に関すること

^{つと}勤めている^{かいしゃ}会社の^{しゃかいほけん}社会保険に^{かにゆう}加入したとき、また
^{だったい}脱退したとき

にゅういん かん 入院にすること

にゅういん たいいん
入院・退院したとき

しょうらい かん 将来にすること



- そつぎょうご しんろ き
卒業後の進路が決まったとき、がっこう たいがく
学校を退学したとき
- しゅうろう ひつよう し かく こっかし かく しゅとく かんが
就労に必要な資格（国家資格など）の取得を考えて
いるとき
- せい かつ ほご りよう せい かつ みとお
生活保護を利用しなくても生活していける見通し
がついたとき
- そのほか せい かつ じょうきょう へん か
生活状況に変化があったとき

6

担当者たんとうしゃの訪問・指導ほうもん しどう

家庭訪問かていほうもんがあります

担当者は、あなたの家いえを訪問ほうもんします。

あなたの生活状況せいかつじょうきょうを確認かくにんし、支援しえんの方法ほうほうを考えるためです。

指導・指示しどう しじがあります

担当者は、自立促進じりつそくしんのために、あなたに様々な指導しどうや指示しじを行います。

これに従したがわないときは、保護ほごの変更へんこうや停止ていし、廃止はいしがなされる場合ばあいもありますので、注意ちゅういしてください。

【担当者たんとうしゃからのお願いねが】

① 担当者が不在ふざいの場合ばあいがあるため、ご相談そうだんで市役所しやくしょに来られる場合は、事前こにお電話ばんがいで予約じぜんをお願いでんわします。なお12時よやく～13時ねがまで昼休みひるやすのため不在ふざいです。

② 事前じぜんにお伝えつたしてある担当者たんとうしゃの電話番号でんわばんごうの登録とうろくをお願いします。担当者たんとうしゃから着信ちやくしんがあった場合ばあいは折り返しお かけのお電話でんわをお願いします。

7

生活保護費の受け取り方と管理



振り込み日は「年間スケジュール」の各月のページでお知らせします。

口座に振り込まれます

保護費は毎月あなたの銀行口座に振り込まれます。

保護費の金額については、「保護変更決定通知書」（20ページ参照）で確認してください。

窓口のときも

生活保護が開始になってしばらくの間やその他の事情により、生活援護課の窓口で保護費を支給することがあります。

※窓口で支給の場合は印鑑（朱肉を使って押すもの）を必ずお持ちください。印鑑がない場合は支給できません。

保護費の管理

保護費を全て使ってしまったたり紛失してしまった場合でも、新たに保護費を支給することはできません。

また、親族や友人・知人などのお金の貸し借りは認められません。

※消費者金融からの借金も禁止です。

保護費を使いすぎないように計画的に使用しましょう。

また、紛失する恐れがあるので、保護費を全額持ち歩くことはしないでください。

8

保護変更決定通知書の見方

令和元年 6月18日

様

せい かつ ほ ご ひ し ゅ る い
生活保護費の種類

せい かつ ほ ご ひ か つ き ひ
生活保護費が変わる月日

保護変更決定通知書

生活保護法による保護について、次のとおり 変 更 し ま し た の で 通 知 し

1. 保護 変 更 年 月 日
2. 保護 変 更 の 理 由
 - ・その他非稼働収入の削除

令和元年 6月 1日

せ た い し ゅ う に ゆ う
世帯の収入として
にん て い が く
認定した額

3. 保護の種類及び程度

(金額は、1ヶ月単位で計算した扶助費を表示しています)

種 別	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	計	収入認定額
程 度	155,460	67,725		★	223,185	77,400
	(155,460)	(67,725)	()	()	(223,185)	(77,400)

普通月の扶助費は () 内の金額になります。

4. この決定による保護費

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{最低生活費} \\ \hline 223,185 \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{収入充当額} \\ \hline 77,400 \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{既支給額} \\ \hline \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{保護費} \\ \hline 145,785 \\ \hline \end{array} \right)$$

支給額 (A)	返納額	本人負担額
145,785		

本人負担額は、あなたが直営店労働または介護事業者に納めてください。

あなたに実際に支払う扶助額 (A) - (B)

令和元年 6月 3日

定例口座

75,060円

あなたにかわって支払う扶助額 (B) の内訳

●●不動産 (株) 70,725 円
 70,725 円
 400 円
 400 円

5. 備考

1. この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から起算して、1年を超えない範囲内において、この決定を不服とする旨を町田市に提出する必要がある。ただし、審査請求をする場合は、この決定を不服とする旨を町田市に提出する必要がある。ただし、審査請求をする場合は、この決定を不服とする旨を町田市に提出する必要がある。
2. この決定を不服とする旨を町田市に提出する場合は、この決定を不服とする旨を町田市に提出する必要がある。ただし、審査請求をする場合は、この決定を不服とする旨を町田市に提出する必要がある。

か
あなたに代わって
ま ち だ し し は ら し は ら い さ き
町田市が支払う支払先と
きん が く や ち ん
金額 (家賃など)

し は ら ほ ご ひ
あなたに支払う保護費の
し は ら い び し は ら い ほう ほう きん が く
支払日、支払方法、金額

金額の確認

保護費の金額は、「保護変更決定通知書」（20
ページ参照）で確認してください。

「保護変更決定通知書」は原則として保護費に
変更がある場合のみ、前月下旬頃に届きます。

※変更がない場合は、通知は毎月届きませんので
大切に保管してください。

内容がわからないときは

保護費の内容は担当者におたずねください。

それでも納得できない場合には、通知を受け取っ
た日の翌日から起算して3ヶ月以内に、都知事に対
して、書面をもって審査請求をすることができます。

生活保護費の種類

種類	内 容
生活扶助	食費や衣類、電気、ガス、水道、共益費などの日常生活に必要な費用、入院中の日用品費
住宅扶助	家賃、地代、更新手数料などの費用
教育扶助	義務教育（小・中学校）に必要な学用品費、学級費などの費用
介護扶助※	介護サービスを利用するための費用
医療扶助※	病気やけがの治療などの費用（通院などに必要な費用★）
出産扶助★	入院助産の適用がない場合の出産に必要な費用
生業扶助★	高校進学・就学のため、仕事に就くためなどの費用
葬祭扶助★	葬祭に必要な費用

※印は介護事業所や病院などに支払われます。

★印は「保護変更決定通知書」の「一時扶助」に合計額が記載されます。

その他

以下は要件に該当する場合のみ受け取れます。

〈就労自立給付金〉

安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなった場合に受け取れます。

〈進学・就職準備給付金〉

大学などに進学する場合や安定した職業に就くことにより保護を必要としなくなった場合に受け取れます。

〈その他〉

塾代、大学の受験料など。

しきゅう せ い か つ ほ ご ひ いりょうひ か い ご ひ ふく
支給した生活保護費（医療費や介護費を含む。）
かえ
を返していただくことがあります。

【医療費について】

こくみんけんこうほけんとう いりょうほけん かにゅう せたい
国民健康保険等の医療保険に加入している世帯
が、せいかつほご りょう ばあい し かく うしな
生活保護を利用した場合は、その資格を失うた
め、いりょうひぜんがく わりぶん せいかつほごひ いりょうふじょ
医療費全額（10割分）が生活保護費（医療扶助）
からしきゅう
支給されます。

このため、せいかつほごひ へんかん しょう ばあい
生活保護費の返還が生じた場合には、
ほごりょうちゅう いりょうひぜんがく わりぶん
保護利用中にかかった医療費全額（10割分）が
へんかんだいしょう
返還対象になります。

生活上の変化や収入の増加があったとき

- ☐ きゅうりょう ねんきん てあて きんがく ふ
給料、年金、手当などの金額が増えたとき
- ☐ てんしゅつ しきょ かぞく にんずう へ
転出や死去などにより、家族の人数が減ったとき
- ☐ にゅういん かげつ じょう けいか
入院して1ヶ月以上が経過したとき

しりよく ほご う
資力がありながら保護を受けたとき

か こ ぶん ねんきん てあて う と
□過去の分の年金や手当などを受け取ることができ
たとき

せいかつ ほご りよう まえ かにゆう せいめいほけん
□生活保護を利用する前から加入していた生命保険
から給付があったとき

せいかつ ほご りよう まえ も いえ とち
□生活保護を利用する前から持っていた家や土地が
売却できたとき

こうつうじこ ほけんきん いしやりよう う と
□交通事故にあい、保険金や慰謝料などを受け取っ
たとき

りこん いしやりよう う と
□離婚により、慰謝料などを受け取ったとき

いさん
□遺産を受け取ったとき

10

びょういん やっきよく りょう
病院・薬局を利用するには

びょういん じゅしん いりょうけん ひつよう
病院などを受診するには「医療券」が必要です。

くすり ちょうざいけん ひつよう
薬をもらうためには「調剤券」が必要です。

マイナンバーカードで受診を希望する方は、事前に
せいかつえんごか たんとうしゃ そうだん
生活支援課の担当者に相談してください。

生活保護法医療券 (令和 1 年 8 月分)			
公費負担者 番号		日 から 日 まで	
受給者番号		単 独 ・ 併 用 別	単 独
※交付番号			
氏 名	援護 太郎 (男) 平成 28 年 1 月 11 日生		
居 住 地	東京都町田市森野 2-2-22		
指定医療 機関名	町田市民病院		
傷 病 名	(1) (2) (3)	診 療 別 入 院 外 来 本人支払額	医 科 外 来 円
地区担当員名	取扱担当者名		
	福祉事務所長 印		
	社 会 保 険		
	あ り (健・共) な し		
備 考	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第37条の2		
	あ		
	そ の 他		

つき
月ごと

こじん
個人ごと

びょういん
病院ごと

くすり げんそく
薬は原則
ジェネリック (後発)
いやくひん
医薬品です

しゃかいほけんしょう いっしょ びょういん
社会保険証と一緒に病院
などに提示します (国民
けんこうほけんしょう つか
健康保険証は使えません)

① 病院・薬局を
決めます

していびょういん
指定病院のみ

いりょうけん せい かつ ほ ご ほう してい う
医療券は生活保護法の指定を受けた
びょういん つか
病院でないと使えません。

じ ぜん びょういん いりょうけん じゅしん
事前に病院に医療券で受診できるか
かくにん
確認してください。

ち か びょういん
お近くの病院で

つういん げんそくじ たくちか びょういん かぎ
通院は、原則自宅近くの病院に限ります。

えん ぼう びょういん じゅしん
ただし、遠方の病院などを受診する
ひつよう みと ば あい でんしゃ
必要が認められる場合などは、電車や
バスなどの通院交通費が支給されま
つういん こうつうひ しきゆう
す。事前に生活援助課の担当者に相談
じ ぜん せい かつ えん ご か たんとうしゃ そうだん
してください。

しんせいほうほう かくにん
申請方法は32ページをご確認ください。

①

ひとつの診療科で1ヶ所まで

ひとつ月に同じ診療科（内科や整形外科などのこと）で2ヶ所以上の病院などを受診することはできません。



総合病院も一枚で。歯科は注意

一枚の医療券で総合病院の複数の診療科が受診できます。ただし、総合病院の歯科や口腔外科は、歯科専用の医療券が必要です。

② 医療券・調剤券を受け取ります

生活援護課と市民センターで発行

医療券は生活援護課の窓口で受け取るか、電話にて医療券の発行と送付を依頼してください。

市民センター（忠生・鶴川・南・なるせ駅前・堺・小山）では医療券と同様の診療依頼書を発行できます。

②

ちょうざいけん　せい　かつ　えん　ご　か　はっこう
調剤券は生活援護課で発行

ちょうざいけん　せい　かつ　えん　ご　か　まどぐち　う　と
調剤券は生活援護課の窓口で受け取
るか、でん　わ　ちょうざいけん　はっこう　そう　ふ
電話にて調剤券の発行と送付を
いら　い
依頼してください。

かかりつけ　やつきよく　つく　すす
薬局を作ることをお勧め
します。

ぜん　げつ　に　ち
前月25日から

いりようけん　ちょうざいけん　ぜん　げつ　に　ち　い　こう
医療券、調剤券は前月25日以降に
よく　げつ　ぶん　はっ　こう
翌月分が発行できます。

けい　ぞく　そう　ふ
継続送付もできます

まい　つき　じゅ　しん　びょう　いん　まい　つき　しよ　じゅん
毎月受診する病院へは、毎月初旬に
せい　かつ　えん　ご　か　いりようけん　ちょうざいけん　そう　ふ
生活援護課から医療券や調剤券を送付
できますのでせい　かつ　えん　ご　か　たん　とう　しゃ
生活援護課の担当者にお
し
知らせください。

利用します

③

病院・薬局を

びょういん やつきよく

びょういん

やつきよく

も

病院・薬局に持っていきます

にゅういん

きゅうきゅう

ばあいいがい

かなら

いりょうけん

入院や救急の場合以外は、必ず医療券

びょういん

も

でんわ

を病院などに持っていきます。電話にて

いりょうけん

はっこう

いらい

かた

びょういん

医療券の発行を依頼した方は病院にそ

むね

つた

の旨をお伝えください。

いりょうけん

ちようざいけん

びょういん

やつきよく

医療券や調剤券がないと、病院や薬局

しはら

はっせい

ばあい

で支払いが発生する場合があります。

けんこうほけん

はんい

健康保険の範囲内

いりょうけん

う

けんこうほけん

医療券で受けられるのは、健康保険で

みと

いりょう

はんい

ない

認められる医療の範囲内です。

きんきゅうじ

緊急時には



きんきゅうじ

いりょうけん

う

と

ばあい

緊急時で医療券が受け取れない場合

せいかつえんごか

いりょうけん

はっこう

いらい

は、生活援護課に医療券の発行を依頼す

せいかつほご

じゅきゅうちゅう

るか、生活保護を受給中であることを

びょういん

つた

じゅしん

そうだん

病院に伝えて、受診できるか相談してく

ださい。

③

事故の場合は利用できません

交通事故や仕事中の事故にあったときは、医療券は使えません。警察や職場に事故の届出をし、生活援護課の担当者に連絡してください。

精神科や人工透析などの利用

精神科や人工透析などを利用する場合は、医療券ではなく、障がい福祉制度による助成制度を優先的に利用してください。

成人健康診査を受診しましょう

40歳以上の方は、5月末以降に町田市から郵送で受診券が送付されます。生活習慣病の早期発見や健康の保持増進のため、成人健康診査を受診しましょう。18～39歳の方は担当ケースワーカーにお問い合わせください。

通院交通費申請書の記入例

ひと月の通院終了後、翌月中に生活援護課の
 担当者に提出してください。提出が遅れると交通費
 が支給できない場合があります。

生活保護交通費申請書

2019 年 6 月 10 日

町田市福祉事務局長 様

申請者住所 町田市森野2-22

申請者氏名 援護 太郎

次のとおり通院・通所の交通費を申請します。

氏名	援護 太郎	生年月日	1980 年 1 月 1 日	(男・女)
住所	町田市森野2-22			
片道 経路	乗車場所	経由	経由	下車場所
	(三 家)	○ (町 田)	○ (鶴 川)	○ ()
	料金 (195 円)	(154 円)	(円)	(円)
<料金合計> 349 円(片道料金) × 2(往復) × 2 日 = 1,396 円				

通院・通所証明書 (2019 年 6 月分)

町田市福祉事務局長 様

2019 年 6 月 30 日

医療機関各施設 ○○○○病院

担当者名 理事長 ●●●● 印

太郎 様は次のとおり通院・通所したことを証明します。

1	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		証明							証明	
								22	23	24

通所日の下に担当者印を押し

本人が記入

病院が記入・証明

IC カードを持っている
 場合は、IC カード利用料
 金を記入します。

11

介護サービスを使うには

65歳以上の方

介護保険サービスを希望される方は、介護保険課もしくは高齢者支援センターやケアマネージャーにご相談ください。要支援・要介護認定の判定結果に応じた介護サービスを利用できます。

介護認定に変更があった場合は、生活支援課の担当者へ届け出てください。

40歳から64歳までの方

介護サービスを希望される方は、生活支援課の担当者にご相談ください。国が指定している特定疾病（16種類）に該当される方が対象となります。

要支援・要介護認定の判定結果に応じた介護サービスが利用できます。



12

減額・免除されるもの

詳しい内容は手続き窓口で確認してください。

★印の手続きには保護受給証明書の提出が必要です。



保護受給証明書の発行手続きは
「年間スケジュール」最終ページ

確認	内容	手続き窓口
	じょうげすいどう きほんりょうきん 上下水道の基本料金 (じゅうりょうりょうきん めんじょ (従量料金は免除されません))	せいかつえんごか 生活援護課
	ほうそうじゅしんりょう NHK放送受信料 (じゅしんけいやく どうじ おこな (受信契約も同時に 行います))	せいかつえんごか 生活援護課
	こくみんねんきん ほけんりょう 国民年金の保険料★	ほけんねんきんか 保険年金課
	しみんぜい 市民税★	しみんぜいか 市民税課
	こていしさんぜい 固定資産税★	しさんぜいか 資産税課

かくにん 確認	ない　　よう 内　　容	て　つ　づ　　ま　ど　ぐ　ち 手続き窓口
	はっこうてすりよう 発行手数料★ じゅうみんひよう　　うつ ・住民票の写し こ　せ　き　　じよせき　　とうほん　　しょうほん ・戸籍・除籍の謄本・抄本 いんかんとろうくしょうめいしょ ・印鑑登録証明書 か　ぜ　い　　ひかぜいしょうめいしょ ・課税・非課税証明書※	し　み　ん　か 市民課 かくし　みん 各市民センター し　み　ん　ぜ　い　か　　はっこう ※市民税課でも発行 できます。
	とうきょうと 東京都シルバーパス★ ひ　　よう　　えん (費用が1,000円になります)	い　っ　ぱ　ん　し　や　だ　ん　ほ　う　じ　ん 一般社団法人 とうきょう　　きやうかい 東京バス協会 か　な　が　わ　ち　ゅう　お　う　こ　う　つ　う (神奈川中央交通 ま　ど　ぐ　ち 窓口)
	と　え　い　こ　う　つ　う　む　り　ょ　う　じ　ょ　う　し　や　け　ん 都営交通無料乗車券★	し　ょ　う　　ふ　く　し　か 障がい福祉課
	つ　う　き　ん　て　い　き　じ　ょ　う　し　や　け　ん　　う　ん　ち　ん 通勤定期乗車券の運賃★ じ　ぜ　ん　　せ　い　か　つ　え　ん　ご　か　　と　く　て　い　し　や (事前に生活支援課で「特定者 しかくしょうめいしょ　　こうふ　　う 資格証明書」の交付を受けてくだ さい)	え　き　ま　ど　ぐ　ち JR駅窓口
	と　え　い　じ　ゅう　た　く　　き　ょ　う　え　き　ひ 都営住宅の共益費★	とうきょうと 東京都 じゅうた　くき　ょ　う　き　ゅう　こ　う　し　や 住宅供給公社

かくにん 確認	ない よう 内 容	て つ づ まどぐち 手続き窓口
	こうとうがっこうじゅぎょうりよう 高等学校授業料★ こうとうがっこうとしゅうがくしえんきん ・ 高等学校等就学支援金 ・ 私立高等学校等就学支援金	ざいがく がっこう 在学する学校
	せいじんけんこうしんさ けんしん 成人健康診査・がん検診 じこふたんきん の自己負担金★ せいじんけんこうしんさ さいいじょう かた (成人健康診査：40歳以上の方は、 ほごじゅきゅうしやうめいしよ むりよう 保護受給証明書ではなく、無料の きさい せいじんけんこうしんさじゅしんけん 記載がある成人健康診査受診券が ひつよう 必要です)	じっし びやういん 実施している病院 など
	さいいじょう かた 65歳以上の方のインフル えんざよぼうせつしゅ ひよう エンザ予防接種の費用★	じっし びやういん 実施している病院 など
	ぶくろ ごみ袋	せい かつ えんごか 生活援護課
	そだい てすりよう 粗大ごみの手数料	せい かつ えんごか 生活援護課

●保護受給証明書の交付について

本人確認が必要なため、生活援護課の109番窓口のみで、担当ケースワーカーが交付しています。

他の職員が対応する場合は、マイナンバーカード、各種手帳、運転免許証など顔写真付きの身分証明書を提示していただくようお願いします。

●お子さんの修学旅行や移動教室で利用する健康保険証に代わる書類について

学校などから健康保険証の提出を求められた際は、使用期間を記載した診療依頼書を発行します。担当ケースワーカーへ連絡をするか、各市民センターで発行手続きをしてください。

●^{そ だ い}粗大^{て す う り ょ う げ ん め ん て つ づ}ごみ手数料減免手続きについて

- ① ^{す い し ん こ う し ゃ}まちだエコライフ推進公社に^{れ ん ら く}連絡してください。

^{れ ん ら く さ き}

連絡先：042-797-1651

- ② ^{う け つ け ば ん ご う}受付番号、^{し ゅ う し ゅ う び}収集日、^{ひ つ よ う}必要な「^{そ だ い}粗大^{し ょ り け ん}ごみ処理券」の
^{まい す う}枚数を^{か く に ん}確認してください。

- ③ ^{すみ}速やかに②の内容を^{な い よ う}担当^{た ん と う}ケースワーカーへ^{れ ん ら く}連絡
してください。原則、^{げ ん そ く}担当^{た ん と う}ケースワーカー以外から
^{こ う ふ}は交付できません。

- ④ ^{せ い か つ え ん ご か}生活援護課の^{ま ど ぐ ち}窓口で「^{て す う り ょ う し ん せ い し ょ}手数料申請書」に^{き に ゆ う}記入し、
「^{そ だ い}粗大^{し ょ り け ん}ごみ処理券」を^{う と}受け取ります。

※^{し ゅ う し ゅ う よ て い び ち ゃ く ぜ ん}収集予定日直前に^{て つ づ}手続きをしても「^{そ だ い}粗大^{し ょ り け ん}ごみ
処理券」の^{よう い}用意が^ま間に^あ合いません。^{じ か ん}時間に^{よ ゆ う}余裕
をもって^{れ ん ら く}連絡してください。

※^{そ だ い}「粗大^{し ょ り け ん}ごみ処理券」は^{げ ん そ く}原則、^{ゆう そう}郵送できません。

この冊子は、1000部作成し、1部あたりの単価は153円です（職員人件費を含みます。）。

《 2026^{ねん}年10^{がつ}月改訂^{がつかいてい} 》